

はるきTIMES

第3号（2020年 冬）

～ 相続特集号 ～

発行：はるき法律事務所

〒541-0053

大阪府中央区本町1丁目7番1号 三星本町ビル8階

TEL 06-4708-8611 FAX 06-4708-8612

みなさまに
春が

来る

おてつだいを
させてください。

今号トピック

※不動産を相続したら、登記をしましょう！
※民法が変わりました（相続について）
※はるきだより

不動産を相続したら、登記をしましょう！！

— 相続登記が義務になります —

1 相続登記とは？

例えば、お父さんが亡くなられた場合、その妻と子は相続人となることと法律上定められています。このように、亡くなられた方のことを「被相続人」といい、法律上相続人となると定められている人のことを「法定相続人」といいます。遺言などで相続しないと定められていない限り、法定相続人は相続します。

被相続人が生前に不動産を持っていた場合、法定相続人はこの不動産を相続します。不動産を相続すれば、相続を理由として、不動産の所有者が変わったという登記をします。この登記を、通称、「相続登記」といいます。

2 相続登記の義務化

今の法律では、絶対に相続登記をしないとイケないという法律はありませんが、政府は相続登記を義務化しようとしています。

(1) どう変わるの？

現在、相続登記を義務にすることについては、政府が「中間試案」といって、決定の前の中間的な位置づけになる案を作成し、2020年1月に広く意見を求める手続をとる段取りになっています。

その中間試案では、相続登記をするための段取りが今より簡単になっています。

例えば、現在、相続登記をするためには、基本的には、法務局に次の5種類の書類を提出することになっています。

- ① 「相続登記をする」ということを書いた申請書（「登記申請書」といいます）
- ② 弁護士などが代理人になる場合には、相続人全員の委任状
- ③ 被相続人が生まれてから亡くなるまでの全ての戸籍謄本
- ④ 法定相続人の現在が分かるまでの全ての戸籍謄本
- ⑤ 遺産の分け方を相続人全員が同意したことが分かる書面（「遺産分割協議書」といいます）

このうち面倒なのは、③と⑤です。

③については、少なくとも、「生まれたことが分かる被相続人の親の戸籍謄本」、「生まれてから結婚までが分かる戸籍謄本」、「結婚から亡くなるまでの戸籍謄本」の3つが必要です。養子縁組や離婚など、戸籍に変更が生じるような事情があれば、必要となる戸籍謄本が更に増えます。これら全ての戸籍謄本が必要になります。これを集めるのが結構大変です。

⑤については、法定相続人全員の同意が必要で、かつ全員が署名して実印を押すとともに、印鑑証明書が必要になります。

中間試案では、③は変更ありませんが、⑤については、法定相続人のうちの1人が単独で登記をすることができるようになっています。もっとも、「誰々が●●の不動産を持つことになった」ということまでは登記できなくて、あくまで「前の所有者が亡くなって所有者が変更になった」ということと、「登記した相続人は誰々である」ということだけです。

(2) 相続登記をしないと罪になるの？

中間試案では、過料といって、自動車の運転で20キロのスピードオーバーをしたときにいくらかの反則金を取られますが、それと同じようなものが課せられる案が出ています。

3 最後に

この相続登記の義務化は、近い将来法律になると思われます。

これまでは、「相続した土地は、売るまで登記を動かさないほうが得」とか言われてきたこともありますが、今後は相続登記が義務になりますので、損得に関係なく、登記をする必要があります。
(堀内朗仁)



民法が変わりました（相続について）

今回は相続についての民法改正です。今回、約40年ぶりに相続についても民法が大きく改正されました。新聞やテレビでもよく取り上げられており改正されたことはご存じの方も多いのではないのでしょうか。

改正された主な点は、①遺言についての改正や新制度の創設、②預貯金の払戻制度の創設、③特別の寄与の制度の創設、④遺留分制度の見直し、⑤配偶者居住権の創設、⑥婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置です。

これは私が今後の相続について重要だと考えた順序で並べていますが、今回は①から③についてご説明します。

①遺言についての改正や新制度の創設

遺言について今回改正されたのは、自ら作成する自筆証書遺言についてです。これまでは文字通り遺言書は全部自分で手書きしなければいけなかったのですが、財産目録（不動産の一覧や預金口座など）については、パソコンで作成したり、預金通帳のコピーを添付しても効力が認められることになりました（民法968条2項）。ただし、偽造されることを防ぐため、財産目録の全ての頁に署名押印する必要があります。自筆証書遺言の作成が少しだけ簡単になりました。

そして、この自筆証書遺言について、新たに法務局において保管することができるようになりました（この保管制度は今年7月10日以降に開始されます）。

②預貯金の払戻制度の創設

被相続人の預金については、遺産分割の対象財産に含まれ、相続人単独の払戻しができないというのが最高裁判所の判例でした。そうすると、遺産分割が終了するまでの間は被相続人の預金の払い戻しができないことになり、葬儀費用が被相続人の預金から直ちに出不せないなどの問題がありました。

そこで、預金の一定割合（口座にある預金額×3分の1×法定相続分、ただし上限150万円）については、家庭裁判所の判断を経なくとも金融機関の窓口において支払を受けることができるようになりました（民法909条の2）。

③特別の寄与の制度の創設

相続人以外の親族が無償で被相続人の療養看護等を行った場合（典型的には被相続人と同居していた子どもの家族が被相続人の介護を行っていた場合）、療養看護等を行った親族が相続人でなかった場合、その親族には何も権利はありませんでした。

一方で相続人は介護等をしなくとも相続人として相続財産を得られるため、これでは不公平であるとして、介護等で被相続人に貢献した親族は相続人に対して金銭の請求をすることができるようになりました（民法1050条第1項）。

ただし、相続をめぐる紛争が複雑化したり長期化することを防ぐため、金銭の請求は相続開始および相続人を知ったときから6か月以内にする必要があります（民法1050条2項）。

今回取り上げなかった④から⑥については次回お話ししたいと思います。今回もお読み頂きありがとうございました。ご意見ご感想をアンケートにてお寄せいただければ幸いです。

（東原直樹）



取扱業務

<企業向け業務>

～ コンプライアンス体制を作るための総合アドバイザー ～

コンプライアンスとは、簡単にいえば「法律などを企業内で守ること」をいいます。企業が法律などを守ることは当然のことですが、法律にも様々なものがあるため、全てをクリアするのは難しいです。

企業活動において、コンプライアンス体制が整備されていることは、取引先と持続可能な取引を行うためにも必須です。コンプライアンスが自社の持続可能な経営を左右するといっても過言ではありません。弊所では、このようなコンプライアンス体制の整備の重要性を十分理解し、整備のための総合的なアドバイザーを通じて、企業の持続可能な企業活動を保持することを業務としています。

～ 企業活動における法律に関するアドバイザー ～

企業活動において、コンプライアンス体制の整備だけではなく、企業戦略の策定、事業スキームの作成、実行など、あらゆる場面で法律が絡んできます。そのような企業活動における法律を企業内ですべて考慮に入れるのは極めて困難です。

弊所では、企業活動における法律に関するアドバイザーを行い、企業活動の成功に寄与します。

～ 顧問契約 ～

総合的なアドバイザーが企業活動の向上に寄与するためには、具体的なPDCAに基づいて継続的に行われることが必要です。

弊所では、顧問先である企業に継続的なアドバイザーを行い、それを成果に結びつける努力を惜しみません。

また、企業によって事業内容・組織など、さまざまな形態があります。弊所では、さまざまな企業において、多種多様な法的ニーズに対応してきました。その経験を生かして、ニーズに応じた顧問のあり方をオーダーメイドし、企業活動の一助となることを目的としています。

取扱業務

<個人向け業務>

～ 遺言作成 ～

ご自身が亡くなるにあたり、さまざまなことを言い残したいと思います。財産のこと、お墓や仏壇のことなど。それらのことを、ご自身が亡くなった後、どのようにして欲しいでしょうか。

ご自身がこの世に残す最後の言葉をご自身で作ってみませんか。弊所では、遺言作成の支援をしております。ご相談下さい。

～ 相続問題 ～

ご家族が亡くなった後、財産をどのように分ければいいのか、お墓や仏壇をどのようにしたらいいのか、など、分からないことがたくさんあると思います。また、財産を分けるのに、すでにトラブルが起きていることもあるでしょう。

弊所では、このような相続に関する問題を承っております。一度ご相談ください。お力になれることもあります。

～ 夫婦関係問題 ～

夫婦間でトラブルが起こることもあります。パートナーが生活費を出してくれない、あるいはパートナーとの別離を考えている、などです。

このようなとき、悩んだり心配したり、さまざまな状況が起こります。また、周囲にいる人も一緒に悩んだり心配したりします。このような状況は長く続くことが多く、それによって抱えるストレスも大きなものになります。

弊所では、これまでさまざまな夫婦間のトラブルの解決に取り組んできました。夫婦関係のトラブルに悩みはつきものです。ともに、よい将来を考えていきませんか。

その他、法律に関するご相談を承ります。